

小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文執筆計画書審査基準

小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文執筆計画審査会要項第5により、博士論文執筆計画書審査基準を定めるものである。

(審査事項)

- 1 博士論文執筆計画書は、次に示す事項について審査する。
 - (1) 論文テーマの重要性（論文テーマの学術的・社会的意義及び貢献が意識されているか）
 - (2) 論文の構成（計画されている論文構成が適切か）
 - (3) 研究方法の妥当性（計画されている研究方法是妥当か）
 - (4) 研究の実施可能性（研究計画は実施可能か）

(審査評価)

- 2 小樽商科大学大学院現代商学専攻博士論文執筆計画審査会（以下「審査会」という。）による評価は、合格又は不合格とする。審査会は、学生に適切な助言指導を行うとともに、不合格とされた学生に対しては、その理由を説明する。

(博士論文執筆計画の成績評価)

- 3 博士論文執筆計画の成績評価は、審査会で合格とされた学生について、研究指導教員が小樽商科大学大学院商学研究科履修細則第6条に基づき、秀、優、良、可のいずれかの評価を行う。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。